

Nicot 東長崎に対する特別指導検査の実施について

1 これまでの経過

- 区は、Nicot 東長崎（設置者：株式会社ポピンズエデュケア 代表取締役社長 田村 篤司）に対して、児童福祉法第46条及び子ども・子育て支援法第38条に基づく指導検査を実施。

令和6年11月25日（月）	区に対し、園外保育中の児童に対する保育士の関わりについての情報提供
11月29日（金） ～令和7年3月7日（金）	特別指導検査を実施
令和7年3月14日（金）	特別指導検査の結果通知を交付 ＊30日以内に改善状況報告書を提出するよう求めた

2 特別指導検査の結果及び指導

- 区は、当該保育所に対して、特別指導検査の結果通知を交付するとともに、改善に向けた指導及び改善状況報告書の提出を求めた。

（１）子ども一人一人の人格を尊重した保育を行っていない。

- ・ 当該保育所において、保育所保育指針に示す子どもの人権・人格の尊重の観点に照らし、改善を要すると判断される、不適切な保育が複数行われていたことを確認した。
- ➡ 設置者及び施設長は、保育士としての倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって子ども一人一人の人権・人格を尊重した保育を行うとともに、保育所保育指針を含む関係法令等を正しく理解し、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、再発防止と児童の心のケアを含めた必要な対策を講じ、子どもが権利の主体であるという認識をもって保育にあたることを指導。

（２）施設長が職責を十分に果たしておらず、運営管理上問題が生じている。

- ・ 当該保育所において、施設長が主体的に不適切な保育を発見するなど、保育所全体の十分な状況把握に努めておらず、保育士に対する適切な指導や速やかな再発防止策の実施について、リーダーシップを発揮した取り組みが行われていないことを確認した。
- ➡ 施設長は、保育所保育指針を含む関係法令等を正しく理解し、その責務を再確認するとともに、保育所全体の共通認識に基づいた再発防止の取り組みと、保育の質及び職員の専門性の向上に努めること。
また、設置者は、施設長がリーダーシップを発揮できる体制を整え、施設長と一体となって取り組みを進めていくことを指導。

（３）施設長が保育に入り、常時保育所の運営管理の業務に専従していない。

- ・ 施設長は、保育事業の適正かつ円滑な推進を図るため、常時実際にその保育所の運営管理の業務に専従することが必要であるところ、当該保育所において、施設長が保育に従事しており、保育所の運営管理の業務に専従していなかったことを確認した。
- ➡ 施設長は、保育所の運営管理の業務に専従し、適正に職務を行うこと。また、設置者は、施設長がその業務に専従できる体制を整えるとともに、施設長に対する必要な支援を行うことを指導。

3 区への対応

- 今後、当該保育所から提出される改善状況報告書に基づき、指導事項に対する改善状況を確認。
- 保育所の適正な運営・保育の質を確保するため、引き続き、区立保育園の保育士経験者による巡回訪問を実施し、継続的に園の状況を確認。
- 園児の心のケアに関する保護者からの相談・問い合わせは、東部子ども家庭支援センターにおいて対応するとともに、心理相談員による巡回訪問を実施。